

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の補助に係る手続きについて

幼稚園に在園しており、以下に該当する方は副食費が補助されます。この案内をよくお読みいただき、内容を確認のうえ、該当する方は必要な手続きを行ってください。

※申請を受けてから支給決定に関わる内容（税額等）について確認を行います。その結果、補助対象者の条件に該当しない場合には補助を受けることが出来ません。

1 補助対象者

施設等利用給付認定を受けた方で、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 令和5年度市民税所得割額が77,101円未満(年収360万円未満相当)の世帯
- ※ 所得割額は父母の合計額により算定しますが、祖父母と同居している場合は、父母の収入金額によっては、祖父母の所得割額も算定対象となることがあります。
 - ※ 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の適用がある方については、これらの控除が適用される前の所得割額により算定します。
 - ※ 離婚が成立していない場合には、別居していても父母の所得割額を合算して判定します。
 - ※ 市民税所得割額は、令和5年度住民税の「特別徴収税額通知書」や「課税証明書」等で確認できます。
- (2) 小学校3年生までのきょうだいから順に数えて、第3子以降にあたる子ども
- 例1 同一世帯に小学校3年生、5歳児、4歳児の場合は、4歳児は補助対象
- 例2 同一世帯に小学校4年生、5歳児、4歳児の場合は、補助対象外

2 補助の内容

【対象となる費用】

- ・幼稚園に支払った給食費のうち、副食費が対象です。
 - ※副食費とは、教育時間に提供される給食費のうち、主食（米・パン・麺類等）以外のおかず、牛乳、おやつ等のことです。
- ・副食費であっても、預かり保育利用時（夏休み等の長期休業日含む）に提供される給食やおやつは対象外です。
- ・幼稚園による給食の提供ではなく、外部搬入の注文のみを代行している場合は対象外です。

【補助される額】

「1食あたりの副食材料費」×「その月の給食提供日数」 ※月額上限4,700円

例1 1食あたりの副食材料費235円で給食提供回数が21回の場合
235円×21回=4,935円 → 補助上限額を超過するため4,700円が補助額

例2 1食あたりの副食材料費235円で給食提供回数が12回の場合
235円×12回=2,820円 → 補助上限額を超過しないため実際に支払った2,820円が補助額

3 提出書類

- ・令和5年度八千代市実費徴収に係る補足給付事業支給申請書
 - ※申請書は幼稚園または市子ども保育課、市ホームページにて入手することが可能です。

【所得条件で申請される場合】

- ・令和5年1月1日時点の住民票が八千代市以外の方は（ア）または（イ）のどちらかの書類
 - （ア）マイナンバーカード（表面・裏面）
 - （イ）通知カード及び本人確認書類（下記参照）

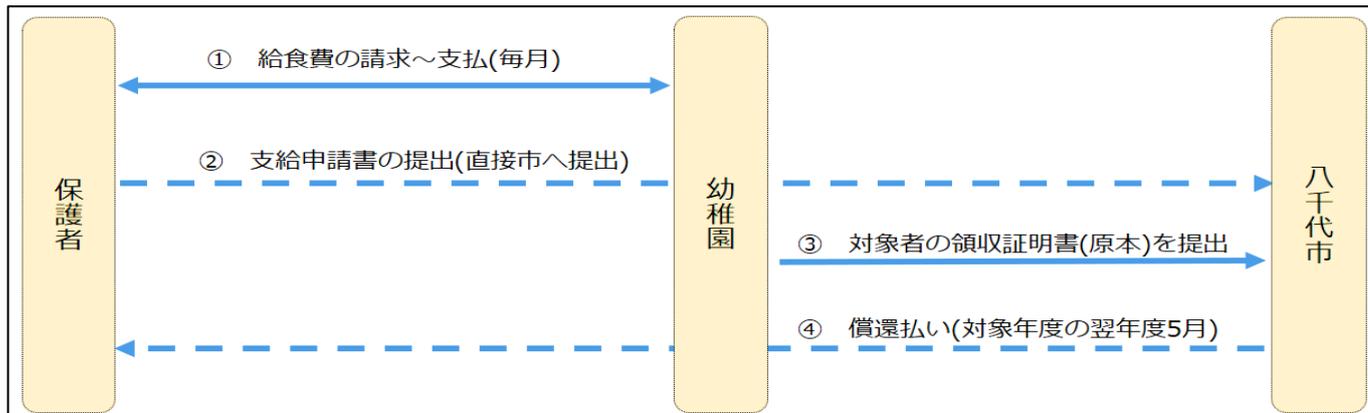
顔写真付の証明書（右記より1点）	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード 等
顔写真のない証明書（右記より2点）	健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証 等

- ・ひとり親世帯の方は、戸籍謄本（写し可）
 - ※施設等利用給付認定第2号の方で、既に提出済みの方は不要です。

4 請求方法

副食費の補助については、償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）により行います。毎月の支払いから償還払いまでの流れについては、下図のとおりです。なお、償還払いの回数は、原則年度ごとに1回とさせていただきます。

<償還払いの手続き方法のイメージ図>



【償還払い手続き方法の詳細】

◆ 副食費の支払について（図①）

在園先からの請求に応じて、副食費をお支払いください。また、領収書等の書類が発行された場合は、在園先によっては申請の際に必要なことがありますので、大切に保管してください。

◆ 支給申請書の提出について（図②）

補助対象に該当する場合には、幼稚園から支給申請書入手のうえ、**令和5年12月28日(木)まで**に支給申請書等を直接市子ども保育課へご提出ください。なお、締切日以降の申請または前年度以前の申請につきましては、随時ご相談ください。

◆ 領収証明書について（図③）

3月下旬から4月上旬を目安に、市に対して今年度の副食費が記載された「領収証明書」が発行されます。市は、当該証明書を基に支給額を算出いたします。

◆ 振り込みについて（図④）

5月下旬を目安に、市が算出した支給額を1年分一括して申請者の口座に振り込みます。詳細については、振り込み前に送付する「支給決定通知書」により確認してください。

5 その他

【年度途中で退園する場合】

在園先へ支払いをした退園日までの副食費が対象となります。申請を希望される場合は、八千代市実費徴収に係る補足給付事業支給申請書に在園先が作成した領収証明書を添付のうえ、市子ども保育課へ提出してください。

【年度途中で転出する場合】

八千代市に住民登録があり、施設等利用給付認定を受けている期間についての副食費が対象となります。申請を希望される場合は、八千代市実費徴収に係る補足給付事業支給申請書に在園先が作成した領収証明書を添付のうえ、子ども保育課までご提出ください。なお、転出後も継続して施設を利用される場合は、転出先の市区町村で改めて手続きが必要となりますので、転出先の市区町村にお問い合わせください。

【世帯状況等に変動があった場合】

算定対象が変わる可能性があり、併せて施設等利用給付認定についても変更の手続きが必要となりますので、変動があった場合には速やかに子ども保育課へご連絡ください。

【Q&A】

Q1 昨年度、一度支給申請しているので、今年度は改めて申請を行わなくても良いですか？

A1 年度毎に申請が必要なため、昨年度申請いただいた方についても、今年度は改めて申請が必要となります。

Q2 現在プレ保育で幼稚園に通っていますが対象になりますか？

A2 プレ保育は当該事業の対象とはなりません。あくまで幼稚園在園児（満3歳児入園含む）が対象となります。

【問い合わせ先】

八千代市子ども部子ども保育課
〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5